

令和2年9月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年9月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	漆原 博
(3) 事業者及び当該行政処分等に 係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県川越市古谷上6083-7M-2-204 (本社営業所) 埼玉県入間郡越生町大字津久根字清水 838-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和2年7月15日及び令和2年7月31日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。 (1) 運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2) 初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、 (3) 報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)